

京都市告示第443号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和2年12月2日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町，上賀茂西後藤町，上賀茂六段田町，上賀茂北ノ原町，上賀茂前田町，上賀茂中山町，上賀茂大柳町，上賀茂中ノ河原町，大宮薬師山西町，西賀茂神光院町，西賀茂井ノ口町，西賀茂大道口町及び紫野西泉堂町の各一部

京都市左京区北白川西平井町，田中高原町，上高野隣好町，上高野尾保地町，上高野畑町，松ヶ崎壺町田町，静市市原町，静市野中町，八瀬秋元町，岩倉中在地町，岩倉中河原町，岩倉南木野町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉中町，岩倉北平岡町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町，東野森野町，大塚中溝，小山中島町，小山谷田町，音羽前田町，音羽珍事町，大宅御所田町，大宅古海道町，大宅神納町，柳辻池尻町，勸修寺西栗栖野町及び勸修寺東金ヶ崎町の各一部

京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町，吉祥院這登西町，吉祥院東前田町，吉祥院石原京道町，吉祥院石原西町，吉祥院嶋野間詰町，吉祥院嶋笠井町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽清井町，上鳥羽川端町，久世上久世町，久世中久世町二丁目，久世中久世町三丁目，久世殿城町，久世築山町，久世大築町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦和泉式部町，太秦皆正寺町，太秦北路町，常盤森町，嵯峨野西ノ藤町，西京極東大丸町，西京極西向河原町，嵯峨石ヶ坪町，嵯峨一本木町，北嵯峨北ノ段町，宇多野御池町及び鳴滝桐ヶ淵町の各一部

京都市西京区上桂北ノ口町，上桂北村町，桂上野西町，桂上野東町，桂徳大寺町，桂徳大寺北町，川島三重町，下津林前泓町，下津林中島町，下津林佃，牛ヶ瀬弥生町，牛ヶ瀬堂田町，榎原井戸，榎原六反田，嵐山宮ノ北町及び嵐山内田町の各一部

京都市伏見区南寝小屋町，島津町，毛利町，桃山町三河，醍醐御陵東裏町，醍醐槇ノ内町，日野西大道町，日野西風呂町，石田内里町，深草佐野屋敷町，深草大亀谷東久宝寺町，深草坊町，竹田田中宮町，中島河原田町，横大路鋤ノ本，横大路西海道，納所和泉屋，久我石原町，久我御旅町，久我東町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師古川町，羽束師志水町，羽束師鴨川町及び淀美豆町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)